

大府市告示 第13号

大府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する第12条第1項の規定により公告する。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、第13条第4項で準用する第12条第2項の規定により、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年1月26日

大府市長 岡村秀人

記

1. 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

大府市役所 農業振興課
大府市中央町五丁目70番地